

様

2020年 月 日

コロナ感染拡大のもとでの生活保護の迅速な対応を求める緊急要望書

貴職におかれましては、コロナ感染拡大のもとでの連日のご奮闘に敬意を表します。

コロナ感染拡大のもとで、不況はリーマンショックを上回る事態になっています。こうした中で生活保護の果たす役割がますます大きくなっています。

周知の通り、2020年4月7日に厚生労働省は「**新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について**」の事務連絡（以下、「4.7事務連絡」）を出しました。

4.7事務連絡は、①「**申請相談に当たっては、生活保護の要否判定に直接必要な情報のみ聴取する**」申請の迅速化を求め、「**申請権が侵害されないことはもとより、侵害している〔略〕行為は慎むべき**」、②稼働能力の活用は「**緊急事態措置期間中は〔略〕判断を留保できる**」としています。③通勤用自動車の保有は「(求職活動や保育所等の送迎) **使用を認めても差し支えない**」、④カラオケ喫茶など事業等の資産は「**再開を見越して処分はしなくてもよい**」と明記しています。

5月26日に出された「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」の事務連絡（以下、「5.26事務連絡」）では「**緊急事態宣言解除後〔略〕就労の場の確保や収入が元に戻るまで**」4.7事務連絡を実施するよう求めています。

以上、貴職におかれましては緊急事態宣言解除後も「4.7事務連絡」と「5.26事務連絡」に則った保護行政を徹底し、迅速な対応をお願いします。

私たちは以下のことを要望します。

記

【要望事項】

1. 「4.7事務連絡」と「5.26事務連絡」を全職員に周知徹底すること。
2. 申請の受付は迅速に行い、保護決定は14日を待たずに行うこと。
3. 申請権の侵害はしないこと。
4. 有資格のケースワーカーを増員し、保護世帯に寄り添った対応を行うこと。
5. 生活保護の財政は、国が100%負担するよう、政府に求めること。